

第5回幹事会次第

令和8年9月19日(土)

午後2時開催

報告事項

1. 佐倉市役所からの公有財産無償貸付契約書、
業務委託契約書、業務委託費入金(90,000 円) ……佐久間
2. 資源回収協力報奨金 4 月～7月分(49,260 円) ……会計担当幹事
3. 愛の募金 募金金額(25,565 円) ……会計担当幹事
4. 側溝清掃の告知 ……環境福祉担当幹事
5. 第34回ふくし祭り へのご協力をお願い ……環境福祉担当幹事
6. 災害ボランティアセンターへご相談ください ……環境福祉担当幹事
7. 山万主催懇親会欠席 ……佐久間
8. 後期ブロック委員選出 ……佐久間

審議事項

1. ふれあい防災ひろば役割分担 ……佐久間
2. イオンへの発注書(案) ……佐久間
3. ふれあい防災広場開催中のパトロール依頼書(案) ……佐久間
4. 非会員への自治会加入のお願い ……佐久間

10月の予定

中間会計監査:10 月 11 日(日) 午前 9 時～

第6回防災部会:10 月 17 日(土) 午前9時半開催予定

第6回幹事会:10 月 17 日(土) 午後2時開催予定

第4回ブロック委員会:10 月 17 日 午後4時 開催予定

ふれあい防災広場 前日準備 10 月 24 日 午前 9 時～

ふれあい防災広場 10 月 25 日 午前 8 時～

以上

公有財産無償貸付契約書

貸付人 佐倉市（以下「甲」という。）と借受人 ユーカリ殖産自治会 代表者 佐久間 善章（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

土地

地 番	面積 (㎡)	用 途
佐倉市上座 438-181、271	338.92 ㎡	ユーカリ殖産自治会館用地

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を地区集会所の用途に自ら使用するものとする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。

（使用上の制限）

第5条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面によって甲に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

（1）法人など（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し、又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

（保全義務）

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

（維持・修繕業務）

第9条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、当該物件について維持、保全、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、土地及び樹木の維持管理、その他の行為をするために支出する経費の全てを負担するものとする。

（契約の更新）

第10条 乙は、この契約を継続しようとする場合は、貸付期間の満了する1カ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することがで

きる。

2 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙について、次のいずれかに該当すると認めた場合には本契約を解除することができる。

(1) 第6条各号の確約に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自ら又は役員が暴力団員に該当した場合

(原状回復)

第12条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗を除き、貸付物件を原状に回復しなければならない。

2 甲及び乙は、貸付物件の明渡し時において、原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第13条 甲は、貸付物件の防火、貸付物件の構造の保全その他の貸付物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、貸付物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、本契約締結後において、貸付物件の種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完、又は損害賠償の請求をすることができない。

(免責事項)

第15条 甲は、甲の故意又は重大な過失に基づかない火災、天災等その他の事故又は諸設備等による損害について、乙に対してその責任を負わないものとする。

(損害賠償等)

第16条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定によりこの契約を解除された場合においては、甲に対し、これによって生じた損失につきその補償を求めることができる。

(有益費等の放棄)

第17条 乙は、第4条に規定する貸付期間の満了又は第11条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第19条 本契約に係る訴えについては、佐倉市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義等があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

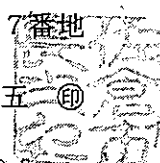
上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 佐倉市海隣寺町9番地

佐倉市

市長 西田 三十五



乙 佐倉市上座438-59

ユーカリ殖産自治会

代表者 佐久間 善章



業 務 委 託 契 約 書

1. 業務委託名称	佐倉市自治会等業務委託
2. 契約業務場所	ユーカーリ殖産自治会 区域内
3. 履行期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日
4. 委託金額	金 90,000 円
5. 契約保証金	免 除

上記の委託業務について、委託者 佐倉市 を甲とし、受託者 ユーカーリ殖産自治会 を乙とし、当事者間に次のとおり業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は上記契約金額をもって委託業務を行わなければならない。

(業務内容)

第2条 業務内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 行政連絡文書や資料の配布、回覧及び掲示並びに掲示板の管理
- (2) 各種委員、調査員等の推薦
- (3) 地区の総意としての要望事項の取りまとめに関すること
- (4) 市及び関係行政機関からの依頼事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委託金額の算出方法)

第3条 委託金額は、4月当初の会員世帯数に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

会 員 世 帯 数	金 額 (年額)
20世帯以下	30,000円
21世帯以上50世帯以下	35,000円
51世帯以上100世帯以下	40,000円
101世帯以上200世帯以下	45,000円
201世帯以上300世帯以下	50,000円
301世帯以上500世帯以下	60,000円
501世帯以上1000世帯以下	90,000円
1001世帯以上1500世帯以下	120,000円
1501世帯以上2000世帯以下	150,000円
2001世帯以上2500世帯以下	180,000円
2501世帯以上	210,000円

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託してはならない。

(守秘義務)

第5条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと明らかに認められるとき。

2 乙は、その組織の解散等の事由が生じたときには、契約を解除することができる。

(契約金額の支払い)

第7条 乙は、委託業務を円滑に遂行するため、甲の指定する方法により、甲に委託金額の請求をするものとする。

2 甲は、委託金を前払いできるものとし、前項の規定により契約金額の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、30日以内にその旨を佐倉市自治会等業務委託実施報告書にて甲に報告しなければならない。

(完了検査)

第9条 甲は、前条による実施報告を受けたときは、遅滞なく業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

(委託金の返還)

第10条 乙は、契約期間内に契約が解除となった場合において、乙が既に委託金を受領しているときは、第3条に規定する委託金額に対し契約が解除になった日の属する月の翌月から同年度の3月までの月数及び12分の1を乗じた額を甲に返還するものとする。

(補則)

第11条 この契約について、甲と乙との間に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため契約書を2通作成し、当事者間記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 佐倉市海隣寺町 97

佐倉市

市長 西田 三十五



乙 佐倉市上座 438-59

ユーカリ殖産自治会

代表者 佐久間 善章



事 務 連 絡

令和8年7月16日

ユーカーリ殖産自治会 様

「社会を明るくする運動」
佐倉市推進委員会
委員長 西田 三十五
(公 印 省 略)

『愛の募金』領収証の送付について

時下、貴方様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

『愛の募金』につきましては、ご多用の折、多大なるご協力を賜り深く感謝申し上げます。別紙のとおり、領収証を送付させていただきます。

今後も皆様方のご支援を賜りながら、犯罪や非行のない明るい社会づくりに努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ】

「社会を明るくする運動」佐倉市推進委員会事務局
佐倉市社会福祉課地域福祉班内
担 当：實川、時田
電 話：043-484-6135

領 収 証

受 領 日 令和8年6月22日
領収証送付日 令和8年7月16日

ユニーカリ殖産自治会様

¥25,565

但『愛の募金』として

上記正に領収いたしました。

「社会を明るくする運動」
佐倉市推進委員会
委員長 西田 三十五

前期ブロック委員の方へ

令和8年度後期ブロック委員選出と選任届の提出について

後期ブロック委員を選任のうえ、10月3日(土)までに、ブロック担当幹事に当用紙を提出してください。

(※記入漏れがないか、必ずご確認をお願いいたします。)

(ブロック担当幹事は、10月10日(土)までに、佐久間、白木副会長、

福井副会長のいずれかへポストインしてください。)

..... 切り取り線

令和8年度後期ブロック委員選任届

ブロック名

—

ふりがな

※ 氏 名

電話番号

—

—

※氏名(ふりがな)はフルネームでご記入をお願い致します。

令和8年度 ふれあい・防災広場訓練担当者

担当者は、前日及び当日は自治会館に集合し、全般統括責任者自治会長の朝礼を実施したのち半数の担当者は矢橋児童公園にて設営準備、残りの半数は自治会館にて積載作業を実施する。

作業実施にあたっては安全管理に十分留意して実施。

各部署担当責任者

10月24日(土)			10月25日(日)		
実施事項	担当責任者	作業要員	実施事項	担当責任者	作業要員
全般統括	自治会長		全般統括	自治会長	
機材搬出	事務局長	積載要員	テント本設	宮崎委員	設営要員
テント仮設	宮崎委員	設営要員	機材搬出	事務局長	搬出要員
掲示板	事務局長	3名	消火訓練	椎名委員	支援者1名
放送設備	原木委員 主NG	2名	ロープ結び	宮崎委員	支援者1名
看板の設置	自治会幹事		掲示板	事務局長	支援者1名
写真撮影	事務局長		防災品展示	牧田委員	支援者1名
レンタカー 借り上げ	原木委員		AED訓練	伊東委員	支援者1名
			炊き出し	黒須委員	支援者5名
水袋詰め			街宣車	鈴木委員	
			放送業務	原木委員	支援者2名
			訓練進行	渡邊委員	
			救護所	嵯峨委員	支援者1名
			交通統制	自治会幹事	
			受付業務	自治会幹事	
			記録担当	事務局長	

No.	項目	詳細	担当者	期日	進捗
1	防災部との調整		佐久間		
2	ポスター及び案内状の準備		白木		
3	警備依頼(交番、クライネス)				
4	近隣住民(コラボハウス)への通知	管理組合(管理室)にポスター3枚			
5	角材の購入(看板用)				
6	仮設トイレの手配		福井		完了
7	傷害保険加入		白木		
8	レンタカー(2t)予約・受取(前日～当日)	10/23 17時まで受け取り	福井		
9	矢橋児童公園の使用許可申請		佐久間		完了
10	キッチンカー		福井		完了
9	ふれあい・防災広場中の警備の依頼		防犯幹事		
10	イオンへの発注手配	ワイン、ソフトドリンク、コップ等	佐久間		
11	抽選会、ダーツの賞品		佐久間		
12	生ビール	20ℓ×3本、ガス×1本(50000円)	佐久間		完了
13	抽選券を入れる箱		-		
14	ゴミ袋(茶、黄色)		-		
15	お茶の受け取り				
16	ゴミ収集依頼		環境担当		
17	前垂れ、メニュー、受付集計表		佐久間		
18	クーラーボックス	各幹事、ブロック委員に貸与依頼		前日	
19	子供会へのお金 30000円				

No.	項目	備考	最低人数	幹事、ブロック委員				
1	飲料等の受け取り(当日の朝にイオンへ)	車所有者	3					
2	受付	記帳、お茶、抽選券	5					
3	炊き出し訓練	11時まで、女性	5					
4	キッチンカー打ち合わせ	補助券などの説明	1	福井				
5	物販(飲み物) 1年目の幹事を1人必須	ビールサーバー使用	6					
6	ダーツ	受付、点数	5					
7	福引	読み上げ、掲示	4					
8	アナウンス 1年目の幹事		1					
9	交通統制	男性	2					
10								
9								
10								
11								
12								
13			32					
14								
15								
16								
17								
18								

令和8年度 ふれあい・防災広場 イオンへの発注依頼書(未確定)

実施日: 令和8年10月25日(日) 実施場所: 矢橋児童公園

ふれあい・防災広場 佐久間 080ー1059ー1892							イオン担当者	
	商品名	規格	数量	単価	金額	注意事項(冷却の有無/他)	引取日	担当/時刻
1	ファンタオレンジ700ml	1本	48	¥106	¥5,088	冷状態		
2	コーラ700ml	1本	48	¥114	¥5,472	冷状態		
3	三ツ矢サイダー500ml	1本	24	¥84	¥2,016	冷状態		
4	カルピスソーダ500ml	1本	24	¥96	¥2,304	冷状態		
5	オレンジジュース425ml なっちゃん	1本	72	¥140	¥10,080	冷状態		
6	カルピス500ml	1本	72	¥106	¥7,632	冷状態		
7	白ワイン	1本	4	¥1,100	¥4,400	冷状態		
8	赤ワイン	1本	7	¥1,100	¥7,700	常温状態		
9	氷(冷やし用)	kg	30	¥161	¥4,830	冷凍状態		
10	冷凍水ペットボトル2L(サーバー冷却)	本	0		¥0	幹事が1本ずつ用意		
	小計(B)				¥49,522	現金と引き換え		
11	お茶(常)	500ml	480	¥63	¥30,240	常温状態(20ケース分)		
12	透明プラカップ(400CC)	10個/袋	35	¥240	¥8,400			
	小計(C)				¥38,640	現金と引き換え		
13	寿司(打ち上げ用)	1ケース	1	¥5,000	¥5,000			
14	つまみ類(打ち上げ用)		1	¥5,000	¥5,000			
15	ビール(打ち上げ用)	350ml	12	¥210	¥2,520			
	小計(D)				¥12,520	現金と引換		
16	イオン商品券(1等)	10,000円	1	¥10,000	¥10,000	のしの表記: ユーカリ殖産自治会 数字は漢数字		
17	イオン商品券(2等)	7,000円	3	¥7,000	¥21,000			
18	イオン商品券(3等)	5,000円	5	¥5,000	¥25,000			
19	イオン商品券(4等)	3,000円	20	¥3,000	¥60,000			
20	イオン商品券(5等)	2,000円	25	¥2,000	¥50,000			
21	イオン商品券(6等)	1,000円	40	¥1,000	¥40,000			
22	イオン商品券(当たり)	500円	60	¥500	¥30,000			
23	イオン賞品券	500円	400	¥500	¥100,000	当りに500円券		
					¥0			
					¥0			
	小計(E)				¥336,000	現金と引換		
24	雑巾 フラレックス	100枚入	1		¥0	自治会館の在庫要確認		
25	ビニール手袋	100枚入	1	¥1,100	¥1,100	自治会館の在庫要確認		
26	ゴム手袋	50枚入	1	¥1,020	¥1,020	自治会館の在庫要確認		
	小計(F)				¥2,120			
	注文合計(A+B+C+D+E+F)				¥438,802	現金と引換		

令和8年10月吉日

クライネスサービス 御中

ユーカリ殖産自治会
会長 佐久間善章

ふれあい・防災広場の協力依頼について

平素は、当自治会の防犯にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年度も「ふれあい・防災広場」を、自治会内の交流と防災訓練を
目的として、下記のとおり実施いたします。
つきましては、当日の自治会内の防犯見回りをお願い申し上げます。
些少ではございますが冷たいものを用意しておりますので、広場会場で
お声がけください。

記

1. 行事内容 : 令和8年度 ユーカリ殖産自治会
 「ふれあい・防災広場」 於: 矢橋児童公園
2. 主 催 : ユーカリ殖産自治会
3. 日 時 : 令和8年10月25日(日) 10時～13時
4. 依頼事項 : 自治会内の防犯見回り

当日連絡先

自治会長 佐久間善章 080-1059-1892

令和8年10月吉日

ユーカリ交番 御中

ユーカリ殖産自治会
会長 佐久間善章

ふれあい・防災広場の協力依頼について

平素は、当自治会の防犯にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年度も「ふれあい・防災広場」を、自治会内の交流と防災訓練を
目的として、下記のとおり実施いたします。
つきましては、当日の自治会内の防犯見回りをお願い申し上げます。
些少ではございますが冷たいものを用意しておりますので、広場会場で
お声がけください。

記

1. 行事内容 : 令和8年度 ユーカリ殖産自治会
「ふれあい・防災広場」 於：矢橋児童公園
2. 主 催 : ユーカリ殖産自治会
3. 日 時 : 令和8年10月25日(日) 10時～13時
4. 依頼事項 : 自治会内の防犯見回り

当日連絡先

自治会長 佐久間善章 080-1059-1892

おかげさまで
 前回のフードドライブでは
 約 **6.1** トンの食品を
 集めることができました。

第43回フードドライブ

ご家庭に眠っている



フードバンク
 ちは

食品大募集!

2026年9月14日(月)～10月30日(金) 平日 9:00～17:00

※ 受付時間が異なる窓口がありますので、詳しくは裏面をご覧ください。

フードドライブとは、家庭で余ってしまった食品を回収する活動です。フードドライブでは、さまざまな食品が集まるため、生活にお困りの方々の多様なニーズに大変役立っています。フードドライブでは、缶詰1つ、お菓子1つから寄贈が可能です。小さなアクションが食品ロスの削減に、そして生活にお困りの方々への支援へとつながります。もし、お手元に余ってしまった食品があったら、ぜひフードドライブの窓口までご寄付ください。

受け取り
 窓口

フードバンクちば他県内各所

※ 受け取り窓口についての詳細は裏面をご覧ください。

主催：フードバンクちば 共催：千葉県社会福祉協議会

協力：旭市社会福祉協議会・我孫子市社会福祉協議会・いすみ市社会福祉協議会・市川市社会福祉協議会・印西市社会福祉協議会・浦安市社会福祉協議会・大網白里市社会福祉協議会・香取市社会福祉協議会・鎌谷市社会福祉協議会・鴨川市社会福祉協議会・木更津市社会福祉協議会・君津市社会福祉協議会・鋸南町社会福祉協議会・九十九町社会福祉協議会・神崎町社会福祉協議会・栄町社会福祉協議会・佐倉市社会福祉協議会・山武市社会福祉協議会・酒々井町社会福祉協議会・芝山町社会福祉協議会・白井市社会福祉協議会・匝瑺市社会福祉協議会・袖ヶ浦市社会福祉協議会・多古町社会福祉協議会・館山市社会福祉協議会・千葉市社会福祉協議会・東金市社会福祉協議会・東庄町社会福祉協議会・富里市社会福祉協議会・流山市社会福祉協議会・習志野市社会福祉協議会・成田市社会福祉協議会・野田市社会福祉協議会・富津市社会福祉協議会・船橋市社会福祉協議会・松戸市社会福祉協議会・南房総市社会福祉協議会・茂原市社会福祉協議会・八街市社会福祉協議会・八千代市社会福祉協議会・四街道市社会福祉協議会・横芝光町社会福祉協議会

寄付いただきたい食品

- ☐ 主食になるもの
- ☐ レトルト食品
- ☐ インスタント食品
- ☐ 缶詰・瓶詰
- ☐ 菓子・飲料・ベビーフード
- ☐ 贈答品（お歳暮・お中元等）
- ☐ 乾物・調味料・各種防災食など



注意いただきたい点

- ① 賞味期限が明記され、かつ2ヶ月以上あるもの
- ② 常温で保存が可能なもの
- ③ 未開封であるもの
- ④ 破損で中身が出ていないもの
- ⑤ お米は 2025・2026 年度産（玄米可）

お預かりできない食品

- 生鮮品・冷凍・冷蔵品
- 医薬関連食品
- アルコール類
- ペットフード



詳しくは公式ホームページをご覧ください。

令和8年9月19日

ユーカリ殖産自治会 福祉担当

ユーカリが丘地区社会福祉協議会「ありがとう事業」の実施について

日頃より、自治会活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

ユーカリが丘地区社協は、昨年度に引き続き令和8年度につきましても「ありがとう事業」を実施することになりました。

この事業は、高齢者の方の社会貢献に感謝する取り組みですが、集合型のイベントでは出席率の低下が否めないことから、昨年度に引き続き下記の内容で実施することになりましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業名 「ありがとう事業」

2. 対象者

(1) ユーカリが丘地区社協の地域内にお住まいの満80歳と満90歳の方。

(令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に当該年齢に達する方)

(2) 対象者数

満80歳・・・28名 満90歳・・・18名

(ユーカリ殖産自治会の方、見込み。)

3. お祝い内容

(1) 記念品を贈呈

①お祝い品

②小学生からのメッセージ、手紙、折り紙など

(2) 贈呈の方法

福祉委員、民生委員、自治会担当者などが対象者を訪問して、お祝い品を贈呈する。

訪問予定時期は 10月中旬～11月中旬。

4. その他

・対象者に本年度事業について事前に通知を行う。

(9月末ハガキ郵送を予定。内容は別紙：参照)

以上

令和8年9月吉日

『ありがとう事業』実施のご案内

佐倉市では地区社会福祉協議会が行う高齢者の社会貢献に感謝する取り組みに対して市が支援する事業「おじいちゃん・おばあちゃんにありがとうの気持ちを伝えたい事業」が7年目を迎えました。

当地区社会福祉協議会では今年度、傘寿・卒寿を迎えられた方々に、永年の社会貢献に感謝し長寿をお祝いする『ありがとう事業』を計画、市の支援事業として採用されましたので次の通りに実施いたします。

十分感染防止に努めて実施しますので、記念品をお受け取りくださいますようお願い致します。

・事業内容：令和8年4月1日から令和9年3月31日までに傘寿80歳・卒寿90歳を迎えられる方に、地域の福祉委員等がご自宅を訪問して記念品をお贈りします。

・訪問時期：令和8年10月中旬～11月中旬を予定しています。以上



ユーカリが丘地区社会福祉協議会
会長 堂満 憲一

問合せ先：事務局043(460)1781
(火水金 午後1時～5時 稲越在勤)

ありがとう事業 アンケート 令和8年度

今後の参考のため アンケートにご協力をお願いします。



(該当する□に、☑を入れてください)

① □80歳 □90歳

② □男 □女

③ 直接訪問して記念品を手渡ししたのは、
いかがでしたか。

□大変よい □普通 □あまりよくない

④ 小学生からのお手紙折り紙等はいかがでしたか。

□大変よい □普通 □あまりよくない

⑤ 記念品（お粥味噌汁セット）はいかがでしたか。

□大変よい □普通 □あまりよくない

⑥ その他 ご意見・ご感想をご記入ください。

ご協力いただき、大変ありがとうございました。

葉書の投函をよろしくお願いします。

問合せ先：ユーカリが丘地区社会福祉協議会
043(460)1781 稲越(火水金の13時～17時)